

# ～1～2026/2/11 控訴理由書の勉強会

文責 弁護団 中川創太

## 1 本日の目的

原発の差止要件と司法判断の方法について、控訴理由書の概要について説明します。

## 2 はじめに 10 頁以下 原審判決および原審の裁判官に対する批判

### (1) 新しい安全神話

原審裁判官を含む 一部の裁判官の中に、同事故の甚大な被害を忘れ、原発へと回帰する政府の意向に忖度・追従して、原発の稼働を容認するという新しい安全神話（現実を直視せず、思考停止に陥って安全と信じ込む発想）に染まった者がいる。

### (2) 福島第一原発の被害を正しく認識すべき

避難を余儀なくされた人々は、土地だけでなく、アイデンティティをも奪われた。そのような被害を与える科学技術は、原発のほかにない。被災者たちの切実な思いを、絶対に無視してはならない。しかるに、原判決は、484頁の判決文の中で、同事故に触れたのはわずか約2頁である（18～19頁）。

子どもたちの間で小児甲状腺がんが多発しており、通常は100万人当たり1～2人程度（年間）の患者数が、事故後約10年で350人を超える事態になっている。

福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描に基づき日本壊滅の危機

### (3) 原発訴訟を担当する裁判官の心構え

女川原発・仙台地裁判決である1（判タ・850号169頁）。判決を書いた塙原朋一裁判長の「この訴訟については、当時の自分に責任があるかどうかという問題を超えて…いや、責任があると思っても責任の負いようはありません」等の発言を引用

## 3 原子力発電所に求められる安全性（どのような場合に差止が認められるべきか）

### (1) 原判決の相対的安全論、社会通念論は露骨な行政追随

ア 原判決の相対的安全論 原子力規制委員会作成の「考え方」の丸写し

原判決 控訴理由書14頁 規制委員会作成の考え方 15頁

イ 原判決の社会通念論

原判決 原子力委員会がその付与された権限に基づいて策定した安全性の基準は、社会通念上求められる安全性の程度を具体化したもの

批判1 原規委の基準は安全性の基準ではなく、あくまでも「規制」基準である。この点は、田中俊一・元委員長が、繰り返し、「基準に適合したからといって安全とは申し上げない」「基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶ」などと発言しているところである。規制委員会よりも後退している裁判所の判断

批判2 2012（平成24）年の原子力関連法令等の改正の趣旨は、福島のような深刻な事故を二度と起こさないようにする、ということである。この旨を適切に踏まえた法解釈がなされなければならない。

前原子力紛争審査会委員の大塚直・早稲田大学教授は、福島第一原発において、「事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで…（略）…差止めが命じられないような判断枠組みは維持されるべきではない。そのような状況を放置することには合理性がなく、そのような場合には、被告には原則として過失があり違法性が認められると考えられる。」と述べている（甲200・94頁脚注39）。松山地判のような枠組みを採用すれば、規制行政の判断が社会通念であると判断されるのであるから、福島第一原発事故が防げたはずがない。

## （2）控訴人らが主張する原子力発電所に求められる安全性

- ア 安全とは、国際的には「許容できないリスクがないこと」
- イ 原基法2条は安全の確保が最優先であることを定めており、衆議院決議（甲681）には、原子力規制行政は、推進側の論理に影響されること無く、国民の安全の確保を第一として行うことが明記

原発の稼働による利益は、電力の安定供給という主に他地域（電力を大量に消費する地域や人々）の「公共的利益」と、電力事業者の経済的利益である一方、「潜在的被害者」が負うのは生命、身体の安全、健康に加え、避難・避難生活を長期にわたり強いられるおそれなど、放射性物質から自由な生活を維持する権利という人格権の根幹に関わる重要な利益である（甲679・6～7頁）。原基法は、前者を後者より優先させてはならないことを明示しているから（同法2条1項）、前者を優先させることは、原基法2条1項に違反する解釈である。社会全体のため、電力需要のために犠牲になれ、という全体主義的発想が「社会通念」の正体であり、憲法13条に反する解釈である。

- ウ 原子力発電所に求められる安全性とは、潜在的被害者（放射性物質が拡散し、放射線被ばくによる生命、身体の安全等を脅かされる可能性のある地域に居住・所在する人々）にとって、危険（リスク）が受容せざるを得ないといえる限度にまで低減されていること」と考えるべき。

エ 潜在的被害者にとって危険（リスク）が受容せざるを得ないといえる限度にまで低減されているとはどのような基準で判断されるべきか

### ① 確立された国際的な基準

国際的な基準を守る必要性 原発の被害は国境を越える

チエルノブイリ 韓国の古里原発のシミュレーション

### ② 深層防護の徹底

確立した国際基準として深層防護の徹底が必要

深層防護の徹底という観点からの裁判例に基づく主張

東海第二判決 泊原発判決 大津地裁決定 仙台高裁判決

控訴理由書31頁以下 参照

#### 4 原発訴訟の具体的判断方法

- ア ドイツの司法判断の方法（脱原発を決めた政治的倫理的判断では無く、ぞれいぜんの実際の訴訟実務での判断）実体的な安全性を審理するのではなく判断過程を審査
- i 許可官署は現存する不確実性等を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでは足りず、科学（理論）的な想定や計算にすぎないものを考慮に入れなければならぬ。
  - ii 許可官署はすべての支持可能な（代替可能な）科学的知見を考慮に入れなければならぬ、支配的な見解に寄りかかることは許されぬ。
  - iii 許可官署は十分に保守的な想定をもってリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れなければならぬ。

イ 下山教授の見解

原子力利用は、「安全の確保を旨として」行うものとされ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資することが目的とされている（原基法2条1項、2項）。また、福島第一原発事故によって明らかになった原発事故被害の特異性等を踏まえ、同事故のような深刻な事故を二度と起こさないことが2012（平成24）年の原子力関連法令等改正の趣旨とされたのであるから、「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されなければならない

これを前提に、行政庁の判断過程において、その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、意思決定のプロセスが理由と共に明確に明示されていること等の判断基準を提唱　控訴理由書41頁参照

ウ これらの控訴人側が主張する判断方法は絶対的安全を主張したものではない

原判決を含む近時の裁判例の中には、安全が確保されていないことを示す住民の指摘（知見の存在）に対して、全ての知見を考慮することを求めるのは絶対的安全を要求するに等しいなどと判断するものがある。

しかし、控訴人の主張は、ドイツにおいて実際に採用されている現実的な判断基準（相対的安全に立った基準）を主張しているだけである。控訴人の見解を絶対的安全を求めるものと曲解する裁判例からは、原発稼働の結論に不都合な事実、原規委の判断よりも高度な安全を求める主張については、全て「絶対的安全を求めるもの」として排斥すればよい、という恣意的な価値判断が透けて見える。

#### 5 主張立証責任について

ア 大塚直教授の批判

従来のように社会観念上無視し得ない危険か否かによって『具体的危険性』の有無を判断する方式は、「裁判例においては被告に証明責任を転換したものとは認識されておらず、被告の立証は極めて容易であり、情報の格差が存在する中で原告の証明の負担の緩和にはほとんどならない。さらに、被告において本件安全審査における審査指針適合性を立証すれば、本件原子炉の安全性に欠ける点がないことについての相

当の根拠があることが認められるとされてしまうときは、原告の証明の負担の緩和には全くつながらない

イ 原判決は、「原告らの主張する科学的見解や知見が、原告らの生命及び身体等が侵害される具体的危険があることを裏付けるものとして十分なものであるといえるかどうかについて、個別に検討していく」と判示する。

「具体的危険があることを裏付けるものとして十分か」という基準は、住民側の立証が成功しているかという観点に立つものであり、得てして「具体的危険を裏付けるものとして十分とはい難い」という結論に結びつきやすく、住民らの指摘する知見は考慮しなくてよいという結論に結びつきやすい

科学の不定性を前提とすれば、具体的危険を裏付けるものとして十分な知見以外は考慮しなくてよいというのは、不確実性に十分に対処することにならず、原発に求められる高度な安全を確保したことにならない。そうではなく、住民側の主張する科学的見解や知見について、原規委がこれを採用しなくてもよいと判断した場合に、災害の防止上支障がない、深刻な災害を万が一にも起こさないという観点に照らして、その判断に十分な合理性があるといえるかどうかが審査されなければならない。

## 6 地震、火山、避難計画の争点との関係

### ア 地震

地震に関し、岡村教授の原発敷地と中央構造線の距離の距離に関する見解、南傾斜逆断層に関する見解、野津証人の強震動に関する見解、三次元探査が行われ無い問題等について、規制委員会がこれらの専門家の知見や、最新のデータを採用しないまま判断していることに十分な合理性があるかが判断されるべき。

### イ 火山

阿蘇4による火碎流の到達可能性に関する松山地裁で証人尋問を行った、町田教授、異教授が述べた見解は、学会おいては通説的、支配的見解であり、原規委ないし被控訴人の評価は、通説的・支配的見解では全くない独自の見解に依拠するものであり、判断過程に不合理さがあることは明らか

### ウ 避難計画

潜在的被害者にとって危険（リスク）が受容せざるを得ないといえる限度にまで低減されているとはどのような基準で判断されるべきかを判断する際には、深層防護の徹底が不可欠であり、避難計画に問題があればそれだけで危険（リスク）が受容せざるを得ないと認められないと判断し、差止を認めるべき

## 7 時間があれば、原子力規制委員会の能力の限界を直視すべき

浜岡原発データねつ造について 平均以下の地震波を代表波に選定し意図的な過小評価 規制委員会にすら全データが開示されて審査されてはおらず判断過程に問題があることは明白 内部告発が景気であり規制委員会にはねつ造を見抜く能力が無い 規制委員会の判断に盲目的に従っていては原発事故の再発を防止できない